

使 用 ポ リ シ ー

《ウォーターPPP のパンフレット》

このポリシーは、国土交通省が作成したウォーターPPP のパンフレット(以下「パンフレット」という。)を使用する際の留意事項等を定めたものです。このポリシーに記載された事項を遵守し使用してください。

1. パンフレットについて

パンフレットは、地方公共団体職員が、ウォーターPPP(主に管理・更新一体マネジメント方式)の導入に役立てるため、首長、議会及び庁内並びに住民に対し、理解促進、広報等に使用することを想定しています。使用する相手方に応じ二種類に分かれます。

i) 首長・議会・庁内向け(ウォーターPPP の仕組みと効果)

主に地方公共団体の首長や地方公共団体議会、地方公共団体内の関係者に対し、ウォーターPPP への理解促進等のための説明用資料として使用。ウォーターPPP の特徴や先行事例、国の支援等について記載。

例)・首長に対し、地方公共団体の上下水道事業の現状をまとめた資料とともにウォーターPPP 導入の必要性や効果・メリットをするための説明用資料とする。

・地方議会議員に、まずはウォーターPPP の概要について知ってもらうために配布する。

ii) 住民向け(ウォーターPPP って何だろう?)

主に地方公共団体内に居住する住民に向け、ウォーターPPP に関する取組の紹介、施策の広報等のために使用。平易な言葉で、ウォーターPPP の特徴等について解説。

例)・庁舎等の施設に配架し、来訪者に手に取っていただく。

・ホームページ等に掲載し、広報誌等で掲載の案内を行う。

なお、必ずしも閲覧に供する相手を前記に限定するものではなく、各地方公共団体の状況に応じ、広く使用することを妨げるものではありません。

例)財務部局への予算要求にあたり、首長・議会・庁内向けだけではなく住民等向けも上下水道部局のウォーターPPP に関する取組について説明する資料の一部とする。

2. 使用方法等

パンフレットの使用方法等は、以下のとおりです。

- i) パンフレットのデータを国土交通省のホームページからダウンロードしてください。
- ii) 記載内容やデータの変更、二次利用は行わないでください。ただし、地方公共団体追加・編集用の箇所を除きます。
- iii) ダウンロードしたファイルの地方公共団体追加・編集用の箇所を適宜、編集し、印刷・製本のうえ、又は編集できないデータ形式としたうえで使用してください。
- iv) 無償で 사용할 ことができます。

3. その他

- i) パンフレットの著作権は、国土交通省に帰属します。著作権、著作者人格権等の権利、他人の名誉の侵害等を禁じます。
- ii) パンフレットに関し生じたいかなる責任、損害、争訟に対し、国土交通省は一切関与しないととも に責任も負いません。
- iii) 国土交通省が必要と認める場合には、予告なく、パンフレットの内容の変更やホームページでの掲載の取りやめを行うことがあります。
- iv) このポリシーは、予告なく、変更又は改廃されることがあります。

Ver.1(令和6年3月5日)制定